○法務省令第十四号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十六条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

法務大臣　千葉　景子

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成十三年法務省令第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「東京矯正管区第二部、名古屋矯正管区第二部、大阪矯正管区第二部、広島矯正管区第二部及び福岡矯正管区第二部」を「第二部」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○法務省令第十五号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

法務大臣　千葉　景子

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「千五百三十六円」を「千五百五十六円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○財務省令第二十四号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十条（同法第三十六条において準用する場合を含む。）及び第百二十七条並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第八項、第十一条の三の六の四第三項及び第六十一条並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第七十四条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（業務経理又は福祉経理の財源）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第九十九条第一項第一号に規定する事務に要する費用に充てるべき金額は、短期経理から業務経理に繰り入れなければならない。

○法務省令第十六号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

法務大臣　千葉　景子

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「四千六十円」を「四千四十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

第二十二条中「別紙様式第一号による」及び「別紙様式第二号による」を削る。

第二十四条第二項中「の各号」を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第七条第一項の規定により業務経理へ繰り入れられる金額及び短期経理から業務経理に繰り入れられる金額の最高限度額

第五十三条の見出しを「（勘定区分）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五十六条第一項中「別紙様式第三号による伝票」を「伝票」に改め、同項ただし書中「かえ別紙様式第三号による」を「代え」に改める。

第五十七条第一項中「別紙様式第四号による」を削る。

第六十条第一項中「しめ切り」を「締め切り」に改め、「別紙様式第五号による」を削る。

第六十一条第一項中「締切り」を「締め切り」に改め、「別紙様式第六号による」及び「別紙様式第七号による」を削る。

第六十二条第一項中「別紙様式第八号により」を削り、同条第二項第七号中「別紙様式第七号による」を削る。

第八十一条第一項中「第七条第一項」を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「とりくずす」を「取り崩す」に改める。

第八十五条第二項中「第七条第一項中」の下に「第九十九条第一項第一号」とあるのは「第九十九条第一項第三号」と、「短期経理」とあるのは「長期経理」と、同条第二項中「第八条第一項第一号」を「同条第二項中「同項第一号」に、「第二十四条第二項第五号」を「第二十四条第二項第四号中「第七条第一項」とあるのは「第八十五条第二項の規定により読み替えられた第七条第一項」と、「短期経理」とあるのは「長期経理」と、同項第六号」に改める。

第八十七条の二第一項中「住所及び就職年月日」を「性別、住所、就職年月日及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期組合員となつた者に被扶養者の要件を備える配偶者があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

第八十七条の二第二項中「前歴報告書を」の下に「、任命権者が証明した履歴書その他の必要な書類と併せて」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「その氏名又は住所に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　長期組合員の氏名又は住所に変更があつたとき

二　長期組合員について被扶養者の要件を備える配偶者が生じたとき又は被扶養者である配偶者がその要件を欠くに至つたとき

三　長期組合員の被扶養者である配偶者の氏名に変更があつたとき

第八十七条の二第四項第三号を次のように改める。

三　組合員の資格を取得した年月日及び喪失した年月日

第八十七条の二第四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第五項中「退職届」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第三項及び第四項の規定は、長期組合員であつた者について準用する。この場合において、第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号」と、第四項中「退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者（死亡した場合には当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）とあるのは「死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人」と、「事項」とあるのは「事項及び死亡年月日」と、「退職届又は死亡届」とあるのは「死亡届」と、同項ただし書中「退職又は死亡」とあるのは「死亡」と読み替えるものとする。